

人権学習支援事業要項

1 目 的

人権を尊重したあたたかいまちづくりの一環として、学校等で行う人権学習の実施を支援することを目的とする。

2 対 象

市内の学校教育活動（P T A、子ども会活動等を含む）、企業、各種団体等で行われる人権学習を対象とする。

3 支援内容

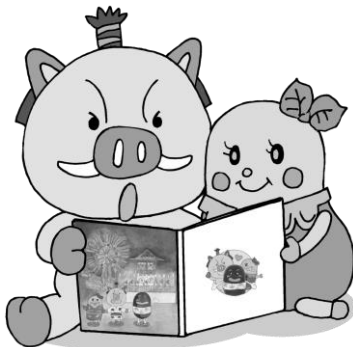
人権学習に係る講師謝金の全部又は一部を予算の範囲内で助成する。ただし、1回の上限は15,000円とする。

4 利用方法

利用申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、人権推進課に提出する。利用決定は決裁後申請者に通知する。

5 利用報告

利用報告書（様式第2号）は、人権学習終了後、人権推進課に提出する。講師謝金は、報告書確認後、指定口座に振り込む。



【お問い合わせ先】

〒669-2397 丹波篠山市北新町 41

丹波篠山市市民生活部人権推進課

（市役所第2庁舎1階）

電話：552-6926 FAX：554-2332

E-mail：jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp